

○議長（佐々木幸士君） 日程第五、議第百号議案ないし議第百十五号議案及び報告第五号ないし報告第十一号を議題とし、これらについての質疑と、日程第六、一般質問とを併せて行います。

六月二十六日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十九番横山のぼる君。

〔二十九番 横山のぼる君登壇〕

○二十九番（横山のぼる君） おはようございます。相次ぐ地震や台風の影響による大雨に被災された方に、心よりお見舞いを申し上げます。また、ワールドカップで、ブラジルに惜敗したものの、本日日本を沸かせ、また勇氣と希望を与えていただいたサムライブルー選手団、監督、そして関係者の皆様に、心より拍手を送りたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、大綱五点にわたり質問をいたします。

大綱第一、イラン情勢に伴う原油高騰及び物価高騰対策について。

今年二月二十八日に発生した米国によるイラン攻撃を契機として、中東情勢は一気に緊迫化し、原油供給や国際物流への不安が世界的に高まりました。その後も石油関連施設や石油コンビナートへの攻撃が相次ぎ、エネルギー供給網の脆弱性が改めて浮き彫りになっております。米国とイランの間では、戦闘終結に向けた覚書が交わされた後も、最終合意までの道のりは不透明で、物価正常化は予断を許さない状況が続いております。世界のエネルギー輸送の大動脈であるホルムズ海峡の安全確保が今後も維持される保証はなく、日本が輸入する原油の約九割以上が、実質的に同海峡を通過している現状を踏まえれば、終結の見通しが立たない戦闘が続く現状を思うと、今後の影響は極めて深刻であると言わざるを得ません。この事態を受け、中道改革連合、立憲民主党、公明党の三党が、本年三月二十七日から四月十三日までに全国緊急調査を実施、また、六月八日は、公明党宮城県本部で原油高騰及び物価高騰対策等要望懇談会を宮城県建設業協会をはじめとする各種団体と行い、六月二十六日には県知事へ要望を実施しております。現場からは「走れば走るほど赤字になる」、「出漁するほど赤字である」、「シンナーや塗料が入らず工事が止まっている」、「価格転嫁ができず賃上げも困難である」などの声が上がっております。こうした状況を踏まえ、以下質問いたします。

イラン情勢に伴う原油高騰や原材料価格の上昇が、県内の産業や医療・福祉分野にどのような影響を与えると認識しているのか。また、今後の長期化による県内経済への

影響をどのように見通しているのか、御所見をお伺いします。

ナフサを原料とする資材等について、県は供給不足や納期遅延の実態などをどのように把握しているのか伺います。また、県内各産業や医療機関等を対象として実態調査を実施し、需給状況や供給見通しについて定期的に公表する考えがあるのか伺います。

原材料や資材の不足が県内経済や県民生活へ影響を及ぼさないよう、県として国やメーカー、関係団体に対し、増産や安定供給体制の確保を要請する考えがあるのか伺います。また、一部事業者からは、原材料供給を制限しているサプライヤーが存在すると指摘もありますが、原材料の流通段階における供給状況や在庫状況を把握し、過度な供給制限や在庫の偏在が生じないよう、流通の適正化に向けた対応をどのように進めるのか伺います。

ナフサを原料とする人工透析関係資材、医療用手袋など医療物資や介護・福祉分野で使用される衛生用品は、県民の命と健康を守るために不可欠なものであります。県は、これらの供給状況をどのように把握しているのか伺います。また、医療機関や介護・障害福祉事業所への影響調査を実施するとともに、県民の命を守る観点から、必要に応じて国に対し、医療・介護・福祉分野における必要な物資の優先供給体制の構築を求める考えがあるのか伺います。

A重油をはじめとする燃油価格の高騰により、漁業、水産加工業、施設園芸、畜産業等の経営に深刻な影響が生じております。県として、燃油購入費への支援や支援金制度を創設・拡充し、水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業など、水産加工業や関連産業を含めた総合的な支援策をどのように講じていくのか伺います。

最後に、物価高騰の影響を強く受けている年金受給者世帯に対し、年金の支給がない月の生活負担を軽減するため、非支給月に支援金を給付する新たな生活困窮対策の創設を国に要望するとともに、県としても必要な支援策を検討することについて、県の御所見をお伺いします。また、物価高騰の長期化により、高齢者世帯、低所得世帯、障害者世帯などへの影響が拡大しております。県として、生活困窮世帯への支援、猛暑対策としてエアコンの設置・更新支援等、家計負担軽減策について検討すべきと思いますが、知事の御所見を伺います。

大綱二、旧箴川排水機場の運用及び浸水対策について。

旧策川流域では、これまで幾度となく浸水被害に見舞われております。こうした中、地域住民の長年の悲願であった旧策川排水機場が完成し、本年四月から運用が開始されました。まずは、事業の推進に御尽力いただいた県職員をはじめ関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。この排水機場は、名取川の増水により樋門が閉じられた際でも、旧策川の内水を広瀬川へ強制排水し、浸水被害の軽減を図る重要な施設であります。先の説明では、五基ある排水ポンプを全て同時に稼働する通水試験は実施済みであり、施設の運用開始に向けた準備が着実に進められているものと受け止めております。一方で、地域住民からは「実際にどの程度の排水能力が確認されたのか」、「大雨時に確実に稼働するのか」といった声も寄せられております。そこで伺います。県では、今回実施した全五基同時運転による稼働試験の結果について、大雨時に名取川の増水により樋門が閉じられた状態においても、十分な排水機能が確保されるものと評価しているのか伺います。また今後、毎年の台風期や出水期に備え、電源設備や制御設備を含めた運転確認や訓練をどのように実施し、施設機能の信頼性確保に取り組んでいるのか、県の所見を伺います。更に、こうした試験結果や運用状況について、地域住民へ積極的に情報提供し、施設への理解と安心につなげていくことも重要と考えますが、併せて御所見を伺います。

また、排水機場の敷地について、洪水時及び平常時において、どのような活用を想定しているのか。更に、排水ポンプをはじめとする主要設備の耐用年数をどのように見込んでいるのか、長期にわたり確実に機能を維持するための点検・更新計画を含めた維持管理体制について、県の御所見をお伺いします。

大綱三、東日本大震災の教訓と記憶の伝承等について。

先月、総務企画委員会において、東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔准教授と蝦名裕一准教授から、東日本大震災の伝承に関する調査研究に関する最新の知見等について御教示いただきました。その中で、地域における津波の記憶や、家族で防災について話し合う等の文化の継承状況が、住民の避難行動や被害の軽減に大きく影響していることが紹介されました。また、岩手県内には、あれほど甚大な津波被害に見舞われながらも、犠牲者を出さなかった地域があり、その共通点は、明治三陸津波や昭和三陸津波以降、地域で慰霊祭や供養祭を継続的に行い、災害の記憶や教訓を語り継いできたこと

が背景にあるとのことでした。そこで伺います。佐藤准教授によると、災害の記憶の持続性について、おおむね二十年から三十年が限界であり、二十年は技術や経験の伝承が可能な期間、三十年は世代交代が進み体験の継承が難しくなる時期に当たると指摘されています。それを踏まえると、十五年の節目は三十年の折り返しになり、限られた財源を有効に生かして、東日本大震災の記憶と教訓を将来にわたり確実に継承していくため、今後どのような取組が重要であると認識しているのか伺います。

伺った説明の中では、防災行動を高めやすい震災伝承施設には共通した特徴があることが示されました。具体的には、震災遺構や被害の規模を実感できる空間があること、宿泊や食事などの体験と組み合せていること、そして、語り部やガイドによる説明を受けることが防災行動の促進につながっているとのことでもあります。更に、現状の施設では、事例を紹介する展示が大半を占めており、施設入場者の防災意識や行動変容との関係を分析した結果、教訓を伝える展示が充実している施設ほど来訪者の防災行動につながりやすいことが明らかになったとのことでした。そして、今後の伝承の在り方としては、「復興の歩みを後世に伝えていくこと」、「歴史や被害の実相、復興の過程や教訓の発信など、施設ごとの特色を生かした差別化」の二点が重要であると指摘されております。そこで伺います。防災行動を高める施設の上述の三つの特徴や、教訓を伝える展示の重要性、更には復興の歩みを伝えること、そして、施設ごとの特色を生かした差別化について、今後の方向性を考える上で、大変に重要な御指摘であると思います。これらの点を踏まえ、県としてどのように震災伝承施設の見直し、充実を図っていくのか、知事の御所見をお伺いします。

行動変容につながる伝承施設の在り方についても、示唆に富んだ御教示をいただきました。災害への行動変容を起こすためには、住民全体や集団全体を対象とするような言わばポピュレーション戦略だけでは不十分であり、大切なのは対象ごとに刺さる内容にすることだとのことでした。佐藤准教授らのプロジェクトでは、静岡県清水町や北海道芦別市などで実践を重ねており、例えば母子手帳を交付するタイミングに合わせて、防災情報を提供し、妊婦や子育て世代に必要な情報を届ける取組を行っているとのことでした。県として、災害への行動変容を起こすために、どのような年代や属性の方に、どのような内容や手法で情報を届けるのが効果的なのか分析・調査するソーシャルマーケティング

イングを実施し、その成果を震災伝承団体や伝承施設の運営者と共有することで、より効果的な震災伝承につなげてはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

震災から十五年が経過し、被災体験者の高齢化が進む中、震災の記憶と教訓を次世代へ継承していくためには、若い世代が語り部活動に主体的に関わることでできる環境づくりが重要であります。若者が語り部活動に参加する動機は、必ずしも震災伝承への関心だけではありません。将来の進路選択や受験、探求学習、コミュニケーション能力の向上、プレゼンテーション能力の習得、SNS等を活用した情報発信力の向上など、様々な学びや成長への期待が背景にあります。こうした観点から、語り部活動は単なるボランティア活動としてではなく、地域課題を学び、発信し、社会と関わる実践的な学習の機会として捉えるべきであります。高校生や大学生による語り部活動や震災伝承施設でのガイド活動を、探求学習やキャリア教育の一環として位置づけることで、防災意識の向上はもとより、主体性や課題解決能力、地域への愛着や社会参画意識の醸成にもつながるものと考えます。そこで伺います。県として、県内の高校や大学と震災伝承施設、語り部団体との連携を強化し、生徒・学生が学ぶ側にとどまらず、伝える側としても活動できる仕組みを構築するとともに、若者語り部の育成を探求学習やキャリア教育の中に位置づけながら推進していくべきと考えますが、御所見を伺います。

また、震災伝承活動を担う語り部の実態把握も重要です。現在、語り部の活動状況や人数、年齢構成等をどのように把握しているのか。更に、将来的な人材育成やネットワーク形成を図るため、県として、語り部の登録制度などを検討する考えはないか。

更に、学生が取り組む震災伝承活動団体、東北大学スクラムの皆様から、活動に参加したくても、若者同士が交流する機会が少ないことや、交通費をはじめとする活動経費の負担が大きいことが課題であるとの声も伺っております。こうした若者の主体的な活動を後押しするため、交通費や活動費への支援制度の創設など、継続な活動を支える環境整備も必要と考えますが、県の御所見をお伺いします。

大綱四、学びの多様化への対応について。

近年、学校に通いづらさを抱える子供たちが増加する中、一人一人の状況に応じた多様な学びの場の確保が重要な課題となっております。私は先日、富谷市の学びの多様な学校である富谷中学校西成田教室、そして白石市の白石きぼう学園を視察してまいり

ました。富谷中学校西成田教室は、令和四年四月に、富谷中学校の分教室として設置された東北初の学びの多様化学校です。分教室であるため、本校との教員の兼務や人的資源の共有が可能であり、限られた人員の中でも柔軟な運営を実現しております。更に、希望者は本校の部活動や学校行事にも参加することができ、本校とのつながりを維持しながら学ぶことができるという大きな特徴もあります。白石きぼう学園は、令和五年四月に、小中一貫校の学びの多様化学校の本校型として開校いたしました。分教室とは異なる、いわゆる独立校であり、校長や教頭などの管理職が主に学校運営を担うことから、現場の教職員は事務的な作業や運営面の負担が軽減され、その分、子供一人一人と向き合う時間をより多く確保できるという利点があります。このように、分教室と本校型には、それぞれ異なる特徴や強みがありますが、いずれも学校に通いづらさを抱える子供たちの大幅な減少につながったこと、廃校施設を有効活用している点は共通しております。また、白石きぼう学園では教職員の研修の拠点としても活用され、教職員が研修や実績を積み重ねることで、学校に通いづらさを抱える子供たちへの対応力や指導力が向上し、その経験が通常の学校現場にも還元されることにより、白石市内の学校全体の、学校に通いづらさを抱える子供たちの減少につながっております。そこで伺います。学びの多様化学校の設置については、国が全国三百校の整備を目標に掲げ、現在八十四校まで設置が進むなど積極的に推進しておりますが、実際の設置は市町村の判断や取組に委ねられているのが現状であります。前述した両校の優れた成果を踏まえれば、県内での更なる設置促進に向けては、県がより積極的にリーダーシップを発揮し、その取組を後押しすることが望まれると考えます。県として、今後の設置促進に向けては、市町村教育委員会や教育支援センターとより緊密な情報共有、連携が必要であると考えます。そのため、設置意向や、設置に向けた問題を把握するためのアンケート調査やヒアリング調査の実施、更には先進事例や成功事例の情報共有を行うとともに、関係者が意見交換できる会議体を設置するなど、県として積極的に関わっていくべきと考えますが、教育長のお考えをお聞きます。あわせて、現時点で、今後の県内での設置見込みがあればお示しください。

学びの多様化学校の設置に当たり、国は開校準備段階におけるアドバイザー派遣など支援制度を設けておりますが、開校後の運営費や人件費に対する財政支援はありません

ん。また、細やかな支援を行うためには、教職員の確保が不可欠ですが、学びの多様な学校においても、学級編制基準は通常学級と同様に三十五人学級となっています。今後、県内各地に学びの多様な学校の整備を進めていくに当たっては、県として学びの多様な学校の設置・運営を支援するために、国に対し、運営費や人件費に対する財政支援の拡充、学級編制基準の見直し、更には加配教員の充実に求めるとともに、県としても独自の支援策を講じるべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

仙台市には、学校法人ろりぽっく学園が運営するろりぽっく小学校があります。学びの場を探している子供たちに、安心できる居場所と継続的な学びの機会を提供し、出席率九〇％以上を維持し、大きな成果を上げております。この小学校は、仙台市内にとどまらず、仙台市以外からも児童を受け入れており、多様な学びのニーズに応える学校として、広域的な役割を果たしております。このことは、地域を超えて学びの場を求める子供や保護者から選ばれる学校になっていることを示すものであります。一方で、仙台市が実施しているろりぽっく小学校への通学費補助や学用品、修学旅行費等の修学援助制度については、仙台市在住の児童を対象としており、市外から通学する児童の保護者にとっては、経済的負担が課題となっております。学びの多様化を推進し、子供たちが居住地にかかわらず、自らに適した学びの場を選択できる環境を整備するためにも、仙台市以外から通学する児童への支援も重要であると考えます。そこで伺います。県として、市町村の区域を越えて、ろりぽっく小学校へ通学する児童に対する通学費補助や修学援助制度の在り方について、どのように考えているのか。また、県独自の補助制度の創設や、国への支援拡充の要望を行う考えはないのか、知事の御所見をお伺いします。

学校に通いづらさを抱える子供たちの学習機会の確保とともに、健康を守るための支援も重要な課題となっています。学校で実施される健康診断は、子供たちの疾病の早期発見や健康状態の把握に重要な役割を果たしておりますが、学校に通いづらさを抱える子供たちの中には、学校に入ること自体が困難であるため、学校健診を受診できない子供も少なくありません。その結果、病気や発達上の課題の発見が遅れたり、必要な医療につながらなかったりすることが懸念されています。また、保護者が医療機関で個別に健診を受けさせようとしても、自己負担になるなど制度上の問題があり、十分な受診機会が確保されていない実態も指摘されています。こうした中、仙台市では、今年度令

和八年度から、学校に通いづらさを抱える子供たちが、学校外で健康診断を受けられる個別健診の仕組みを導入する方針が示されております。そこで伺います。不登校児童生徒であっても、学校に通う子供たちと同様に健康診断を受ける権利が保障されることは当然であります。しかし、不登校児童生徒が学校での健康診断を受診できない場合、個別受診に係る費用負担や受診機会の確保について、市町村ごとに扱いが異なることも考えられます。県として実態を把握し、保護者負担が生じないように、また、受診機会が確保されるよう、統一的な考え方を示すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

大綱五、自転車の安全利用の推進と通行環境の整備について。

令和八年四月から、自転車利用に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。制度導入の目的は、自転車利用者の交通ルール遵守を促し、事故防止につなげることにありますが、一方県内では、「歩道を走る場合はどの程度の速度で走ればよいのか」、「子供に交通ルールを教えるために並走しても違反にならないのか」、「逆走や歩道通行の判断基準が分かりにくい」といった戸惑いの声も聞かれています。また、私にも「交通量の多い四車線道路では、高齢者が車道を走るとは危険であり、安心して通行できる環境整備が必要ではないか」との声が寄せられています。「普通自転車歩道通行可」の標識がない歩道であっても、交通量が多い道路や車道幅員が狭い道路など、安全確保のためにやむを得ない場合には、自転車の歩道通行が認められています。しかし、やむを得ないとは具体的にどのような状況を指すのか、その判断基準は必ずしも明確ではありません。そのため、自転車利用者にとっては、車道を通行すべきか、歩道を通行してよいのか判断に迷う場面が少なくありません。また、警察が指導や警告を行う際にも、個々の道路状況や交通環境を踏まえた判断が求められることから、現場での対応に難しさがあるのではないかと考えます。あわせて、自転車利用者が通行方法の判断に迷う区間について、道路管理者とも連携しながら、可能な限り「普通自転車歩道通行可」の標識の設置を進めるなど、利用者が迷うことなく安全に通行できる環境整備を図るべきと考えますが、県警本部長の御所見を伺います。

また、利用者へのルールの周知、徹底だけではなく、自転車が安全に通行できる環境整備を一体的に進めることが重要であります。現在、県内には自転車通行空間が整備

されている区間もありますが、区間ごとの連続性や安全性の確保など、なお課題も多く見受けられます。そのため、交通管理者である警察と道路管理者である県及び市町村が連携し、道路状況や交通実態を踏まえながら、自転車通行空間の整備を計画的に進めていく必要があると考えます。そこで伺います。交通量が多く危険と思われる車道にも、自転車ナビラインが設置されている事例が散見され、自転車利用者からは、交通事故を誘発するのではないかと不安の声も寄せられています。そのため国に対し、自転車ナビラインの運用の在り方について検証を求めるとともに、県及び県警察において、自転車利用者の安全確保に向け、自転車専用通行帯や自転車ナビラインを含む自転車ネットワークの整備を今後どのように進めていくのか、土木部長及び県警本部長の御所見を伺います。

以上、壇上からの質問になります。御清聴大変ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 横山のぼる議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、イラン情勢に伴う原油高騰及び物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、県内経済等への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

中東情勢に伴う県内への影響については、原油価格の高騰により、運送事業者等の燃料費負担が増大しているほか、建設、包装をはじめとする各種生産資材など原油由来製品の価格高騰が続いており、特に中小企業においては、資金繰りの悪化が懸念されております。更に、医療福祉分野では、資材価格や施設における光熱費の上昇など、事業者の負担が増大しているものと認識しております。このような状況が続けば、社会経済の根幹にも大きな影響を与えるものと強く危惧しており、県では県内経済への影響を最小限に抑えられるよう、今議会において、企業の資金繰りや物価高騰対策などに関する予算案を計上し、県内の事業者を支援してまいりたいと考えております。

次に、原材料等の安定供給体制の確保と流通の適正化に向けた対応についての御質問にお答えいたします。

原材料等の供給体制や流通の目詰まりについて、国では事業者から直接相談や情報提供を受ける窓口を設置するとともに、寄せられた情報に応じて、業界団体等に個別にアプローチし、元売からメーカーへの直接供給ルートを確保するなどの取組を進めています。一方、県内の状況は、燃料や原油由来製品の品薄状態や価格高騰が続いているといった声が寄せられており、解決には至っていないものと認識しております。このため県では、全国知事会を通じ、国に対し、中東情勢に伴う物価高騰等への対策に向けた提言を行ったほか、県単独でも、先週二日間にわたり関係省庁を訪問し、中小企業等への経営支援強化や資材・物資等の安定供給について直接要望を行ったところであります。県といたしましては、引き続き、各現場に必要な物資が確実に行き渡るよう現場の声を丁寧に取り上げ、国に効果的な対策を求めてまいります。

次に、大綱三点目、東日本大震災の教訓と記憶の伝承等についての御質問にお答えいたします。

初めに、記憶と教訓を継承する取組についてのお尋ねにお答えいたします。

最大の被災県である我が県では、東日本大震災という未曾有の災害から、後世に伝えるべき多くの教訓を得ました。また、東日本大震災以降も、国内では地震や大雨等様々な自然災害が発生しており、誰もが危機意識を持つことが重要であると認識しております。震災から十五年が経過し、記憶の風化や語り部の高齢化などが課題となっていることから、特に震災を経験していない若い世代への継承と伝承の担い手の育成に注力する必要がありますと考えております。県といたしましては、引き続き関係機関と緊密に連携をしながら、防災・減災意識の醸成が図られるよう、震災の経験と教訓をこれから担当世代へしっかりと継承してまいりたいと考えております。

次に、語り部活動の仕組みの構築と語り部育成についての御質問にお答えいたします。

震災を経験していない若い世代が語り部活動に主体的に関わることのできる仕組みの構築は重要であると認識しており、県では伝承団体と協力をしながら、大学生等が行う語り部活動に対して支援を行っているところであります。県立高校では、授業や学校行事等に伝承活動を取り入れるなど、キャリア教育の一環として、防災や震災伝承をテーマとする生徒の主体的な学びを後押ししており、こうした取組が、将来的な語り部の

育成や地域防災の担い手づくりにつながるものと考えております。県といたしましては、伝承団体や学校等との連携を図りながら、こうした学びの機会の充実を通じて、震災の記憶と教訓を次世代へ継承する人材を育成してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長中谷明博君。

〔総務部長 中谷明博君登壇〕

○総務部長（中谷明博君） 大綱四点目、学びの多様化への対応についての御質問のうち、学びの多様化学校の児童に対する支援についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のありました私立の学びの多様化学校は、市町村の区域を越えて、学校に登校していない児童を広く受け入れ、異なる年齢での学級編制や独自の教育課程を実施するなど、児童一人一人が継続的に学ぶことのできる特色ある学校づくりに取り組まれているものと承知しております。文部科学省では、学びの多様化学校に通学を希望する児童生徒が、居住地によらずアクセスできる環境の整備を目指しているところであり、その早期の実現を求めるとともに、御指摘のありました通学費補助や就学援助制度の実現についても、国に働きかけを行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長諸星久美子君。

〔復興・危機管理部長 諸星久美子君登壇〕

○復興・危機管理部長（諸星久美子君） 大綱三点目、東日本大震災の教訓と記憶の伝承等についての御質問のうち、震災伝承施設の見直しや充実についてのお尋ねにお答えいたします。

震災伝承施設の来訪者の防災意識を高め、行動変容を促すためには、御指摘のありました特徴や在り方を参考に、教訓を伝える展示や機能を充実していくことは重要と考えております。県内の各伝承施設では、被災した建物を保存した震災遺構、被災車両などの展示物、浸水時の水の力を体験できるコーナーをはじめ、特色ある展示等が行われております。また、県が展示運営を行っているみやぎ東日本大震災津波伝承館においても、時節に応じた企画展の開催や、県内の震災遺構を紹介するVRの整備など、機能の充実を図っているとあります。県といたしましては、有識者の助言を県内の各伝承施設

と共有し、県民をはじめ多くの皆様に一層の意識啓発を図り、防災行動につなげることでできるよう、展示の工夫や見直しに取り組んでまいります。

次に、ソーシャルマーケティングの実施と成果の共有に関する御質問にお答えいたします。

県では、県内外の方々に復興や伝承に関心を持っていただき、被災地へ足を運んでいただくことを目的に、広報誌「Bat on」を発行しております。今年度発行するBat onにおいてアンケートを行う予定であり、回答者の属性ごとに必要とする情報や、利用している媒体などを把握し、その結果を伝承団体等と共有することにより、今後の効果的な震災伝承に生かしてまいります。

次に、語り部の登録制度に関する御質問にお答えいたします。

県内では、各地域において、伝承施設や民間団体、企業などがそれぞれ独自の語り部活動を展開されていますが、語り部の人数などの詳細は把握できていないのが実情です。一方で、語り部派遣の要請があった場合には、震災伝承みやぎコンソーシアムに参画する県内の伝承団体を中心に、語り部を紹介しているところです。また、県と東北大学が行う共同研究において、県内外三十名の方を語り部として登録し、みやぎ東日本大震災津波伝承館で実施している「3・11みやぎ語り部講話」で活躍いただいております。県といたしましては、語り部個々人や語り部グループそれぞれの考えがあることから、登録制度の創設は現段階では考えておりませんが、3・11みやぎ語り部講話の仕組みを検証しながら、伝承団体の連携を深め、将来的な人材育成やネットワーク形成につなげてまいります。

次に、若者の主体的な活動を支える環境整備に関する御質問にお答えいたします。

県では、若者主体の継続的な伝承活動を支えるため、みやぎ震災伝承連携推進事業補助金により、交通費や解説用のパネル作成費などの活動費の支援を行っております。また、今年度から新しく、大学生等が被災地を訪問し、防災や震災伝承を学び、発信する場を設け、県内の若者のネットワーク形成を進めることとしております。県といたしましては、今後も若者が主体となって伝承活動を続けていけるよう支援してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 企画部長梶村和秀君。

〔企画部長 梶村和秀君登壇〕

○企画部長（梶村和秀君） 大綱一点目、イラン情勢に伴う原油高騰及び物価高騰対策についての御質問のうち、ナフサを原料とする資材等の供給や納期の実態把握と需給状況の定期的な公表についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、中東情勢に関する庁内連絡会議を設け現状把握を行っているところであり、シンナーや塩ビ管、プラスチック容器など、様々な原油由来製品で品薄状態や価格高騰、納期遅延が続いているといった声を把握しております。こうした中、製品の流通については、それぞれの全国のサプライチェーンの下で展開されており、限定された地域において把握することには限界があることから、全国知事会を通じて、目詰まりの解消や供給動向の共有など、国の責任において実施するよう要望してきたところです。御指摘のありました県内の需給状況等については、企業の秘匿情報などに配慮した上で、今回の庁内県連絡会議における情報の公表を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、イラン情勢に伴う原油高騰及び物価高騰対策についての御質問のうち、医療資材等の供給状況の把握と、医療機関等への影響調査及び国に対する優先供給体制構築の要請についてのお尋ねにお答えいたします。

ナフサを原料とする医療資材や衛生用品は、医療や介護・福祉の現場に必要な不可欠なものであることから、定期的に医療機関等への供給状況について、県医薬品卸組合や県医療機器販売業協会から情報提供を受けており、出荷制限や価格改定などを実施している品目が増えてきていることを確認しております。医療機関への影響把握については、国において、今年四月に相談窓口を設け直接情報を収集し、関係省庁が連携して供給の偏りや流通の目詰まりの解消に向けた取組を進めているほか、特に不足が懸念される医療用手袋については、国の備蓄分を医療機関等に放出する措置が取られています。県においても、医療機関や関係団体に聞き取りを行い、安定供給や物価高騰への不安があることを把握できたことから、先日、国に対して、物価高騰に係る継続的な予算確保と安定した供給体制の構築に万全を期すよう要望したところです。引き続き、県内の医療

機関等への供給状況を確認しながら、必要な対応を国に求めてまいります。

次に、年金受給世帯に対する支援策及び生活困窮世帯への支援についての御質問にお答えいたします。

物価高騰の長期化は、年金受給者をはじめとする低所得世帯の生活に大きな影響を与えているものと認識しております。このため県では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市町村と連携して低所得世帯に対する給付金の支給などの支援を行ったほか、総合的な物価高騰対策としての生活者支援について、今月国へ要望したところです。県としましては、年金受給者を含め真に必要な方々に対して支援が行き届くよう、引き続き様々な機会を捉えて、国に低所得世帯への支援の充実を要望してまいります。また、エアコンの設置・更新費用等の生活困窮世帯に対する支援については、県内市町村における助成等の動向を注視するとともに、市町村や関係機関と連携して、生活福祉資金等の支援制度の周知にも努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

〔水産林政部長 佐々木 真君登壇〕

○水産林政部長（佐々木 真君） 大綱一点目、イラン情勢に伴う原油高騰及び物価高騰対策についての御質問のうち、水産業に対する総合的な支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

イラン情勢に伴う原油高騰により、燃油や資材価格等が上昇し、本県水産業は大変厳しい経営環境にあると認識しております。このため県では、国の施策と連携し、燃油価格が大きく上昇している国外の港や洋上で給油する遠洋漁船や、物価高騰により運営費が増加している産地魚市場への支援を講じているほか、水産加工業においては、水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業による原材料購入費用の増加に対する助成、省エネ機器の導入支援等に取り組んでおります。一方、原油価格の今後の見通しは不透明であり、経営の影響が長期化する恐れがあることから、県といたしましては、国に対し、事業継続に向けた支援策の充実について働きかけるとともに、関係者の意見を聞きながら、引き続き、関連産業も含めた水産業の総合的な支援に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱二点目、旧策川排水機場の運用及び浸水対策についての御質問のうち、排水機能の評価と施設の信頼性確保や地域住民への情報提供についてのお尋ねにお答えいたします。

旧策川については、平成二十七年関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風により、甚大な浸水被害が発生したことから、名取川と広瀬川の合流地点において、旧策川から広瀬川へ強制排水するための排水機場を令和三年から整備し、今年四月より運用を開始したところです。先月下旬には、洪水時の樋門閉鎖を想定した上で、排水ポンプ全五基を同時に稼働させる訓練を実施し、十分な排水機能を有していることを確認したほか、毎年、出水期前には、排水機場の稼働訓練や機械・電気設備の点検を行い、施設の信頼性確保に取り組むこととしております。また、地域住民への情報提供については、今月二十七日に説明会を開催し、排水能力や出水期前の訓練内容、今後の維持管理について広く周知したところです。県といたしましては、引き続き、地域の皆様が安全で安心して暮らせるよう、国や仙台市などの関係機関と緊密に連携しながら、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

次に、旧策川排水機場の敷地の活用及び主要設備の維持管理についての御質問にお答えいたします。

旧策川排水機場の敷地については、平常時は、水防資機材の保管や防災力を向上するための訓練の場とするほか、洪水時には、土のう製作などの水防活動の拠点として活用することを想定しております。また、排水機場の耐用年数については、主要設備である排水ポンプがおおむね三十年、電気制御設備がおおむね十五年を見込んでおります。県といたしましては、排水機場の機能が確実に発揮できるよう、定期的に点検を実施するとともに、宮城県河川管理施設長寿命化計画に位置づけた上で、計画的な修繕・更新を行うことにより、施設を長期間にわたって有効活用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

次に、大綱五点目、自転車の安全利用の推進と通行環境の整備についての御質問のうち、自転車ナビラインの運用や自転車ネットワーク整備についてのお尋ねにお答えい

たします。

安全で快適な自転車利用を促進するためには、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された良好な自転車利用環境の整備が極めて重要であると認識しております。このため県では、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、名取市関上地区の県道関上港線等における自転車専用通行帯の整備や、県内沿岸部のサイクルルートである「震災復興・伝承みやぎルート」において、自転車の通行位置を示す矢羽根やブルーラインなど路面標示の整備を進めてきたところです。今般、国が策定した第三次自転車活用推進計画では、パブリックコメント時に、矢羽根のみでの安全性は十分との声もあり、今後、自転車と自動車が混在する区間など、サービスレベルに応じた通行区間の在り方について検討を進めるとされております。また、自転車の通行空間の確保については、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への位置づけが基本となっていることから、県といたしましては、引き続き国や交通管理者と連携し、積極的な計画策定に努めながら、安全で快適な走行環境の整備に鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱四点目、学びの多様化への対応についての御質問のうち、学びの多様化学校の設置促進についてのお尋ねにお答えいたします。

学びの多様化学校は、学校に登校していない児童生徒の安心できる居場所や意欲的な学びを保障する上で、極めて大きな役割を果たしているものと認識しております。全国的には、小学校、中学校、高校のいずれにおいても年々増えてきており、国が目標とする三百校に対して、現時点で八十四校に達しております。設置形態を見ても、本校型、分校型、分教室型、コース指定型と多岐にわたっており、これまで教育支援センターや児童生徒の居場所として運営していたところを学びの多様化学校に改編した事例も見られ、設置のハードルは年々緩和されております。学級編制基準についても、基本の三十人よりも少ない人数で認められたケースもあり、政令での教員加配措置も講じられているほか、設置に際しての国庫補助制度も用意されていることから、公立、私立ともに今後ますます増加していくものと見込んでおります。我が県においても、小中高ともに

学校に登校していない児童生徒の高止まりが課題となっていることから、その対策の有力な選択肢として捉えているところです。県教育委員会としましては、多様な学びの在り方について、引き続き検討を進めるとともに、公立小中学校については、市町村が設置主体となることから、必要な情報を提供しながら協議等を行ってまいります。次に、国への財政支援等の要望と県による支援についての御質問にお答えいたします。

今後の県内における公立での学びの多様化学校の整備につきましては、小中学校は市町村が、高校は県が、それぞれ設置主体になるものと想定しております。市町村立小中学校の運営に係る費用につきましては、県が教職員の給与や旅費を負担し、その他は学校設置者である各市町村が負担するものと法令で規定されております。その上で、国に対しては、弾力的な学級編制や定数の加配など、こうした学校ならではの特徴を勘案し、より現場の実情に即して教職員の配置が可能となるよう、更なる制度の拡充を求めてまいります。また、市町村によりそれぞれ事情は異なりますが、より少ない経費で教育環境を充実させるため、現在のみやぎ子どもの心のケアハウスを学びの多様化学校に改編できる可能性もあることから、小規模から始めて段階的に拡充を図るなど、各市町村の実情や身の丈に合わせて柔軟に検討することなどを丁寧に助言してまいりたいと考えております。県教育委員会としましては、今後とも、学びの多様化学校が県内に広く浸透していくよう力を尽くしてまいります。

次に、不登校児童生徒の個別健診についての御質問にお答えいたします。

様々な理由により、学校での健康診断を受診できなかった児童生徒への対応は、児童生徒の健康を守る上で極めて重要であると認識しております。現在学校では、他の児童生徒と顔を合わせないよう配慮し、別室や時間差を設けての受診、予備日の設定のほか、学校医の御厚意によるクリニックでの受診など受診機会の確保に努めているところです。個別に医療機関で受診するなど経費負担が生じた場合の取扱いについては、学校教育法及び学校保健安全法の規定により、学校設置者の責任において判断することとされており、文部科学省からもこれらの法の趣旨にのっとり、適切な対応をするよう通知されております。県教育委員会としましては、各市町村における未受診者への対応について実態把握に努めるとともに、県内外の事例も参考にしながら、受診機会の確保と経

費負担の在り方について市町村に助言してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長 杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君） 大綱五点目、自転車の安全利用の推進と通行環境の整備についての御質問のうち、歩道通行と標識設置についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、歩道通行が認められるやむを得ない場合の判断基準については、個々の状況によるものと認識しております。具体的には、著しく自動車の交通量が多いなど車道を通行することが危険と運転者が認識した場合は、歩道を通行することができるとされております。もし判断に迷う場合には、安全確保の観点から歩道を通行することができます。ただし、歩道を通行する場合は歩行者の通行を妨害しないよう、歩道の車道寄りの部分をスピードを出さず徐行していただく必要があります。引き続き、交通安全教育や県警察ホームページ等を通じ、県民に分かりやすく周知するよう努めてまいります。また、普通自転車歩道通行可の交通規制は、歩行者の通行状況や道路幅員等の基準に合致する路線に行っており、交通情勢や道路環境の変化に応じて規制の見直しを行っているとところです。既に規制が行われている路線の標識は、随時点検を実施し、不足している箇所には整備を行っております。今後とも、利用者が迷わず安全に通行できる環境の整備に努めてまいります。

次に、自転車専用通行帯や自転車ネットワークの今後における整備の推進方針についての御質問にお答えいたします。

自転車利用者の安全確保のためには、自転車専用通行帯の設置など、自転車通行環境の整備は重要なものと認識しております。県警察では、これまでも道路管理者と連携を図り、自転車通行環境の整備を進めてきたところです。県警察としては、今後とも交通管理者として、道路交通法や交通量、交通事故の発生状況等を踏まえた協議を道路管理者と行い、自転車ネットワークをはじめとした自転車通行環境の整備に取り組み、自転車利用者の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） 様々御答弁、大変にありがとうございました。最初に、教育長にお尋ねしたいと思いますが、学校外での健康診断ということで、別室登校も含めて学校に來られている場合には、学校教育法及び学校保健安全法に基づいた形でできるという——ただ、学校設置者の判断ということで、個別に保護者が子供たちを連れていく場合については、これが問題だということで、仙台市においては基本クーポン券を出したり、学校保健安全法に基づかない場合でも対応できるような仕組みをつくっているということでありまして、仙台市以外のところにおいて保護者負担がどうなっているかが重要なところでありますので、小中学校は学校設置者の判断ということになり、高校においては県という形になると思うのですけれども、そういったことがどうなっているか、自治体ごとにまず調査が必要だと思いますが、それについてしていただけるかどうか確認です。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 質疑の御答弁の中でもお答えいたしましたけれども、各市町村における未受診者への対応については、まず実態把握に努めます。国としては、集団で受診するも個別で受診するも、各学校においてきちんと判断し適切に受診されるように通知が出ております。国といたしましては、交付税措置などかかる費用は全て学校設置者に出しているの、あとは経費負担をどうするかは、それぞれの学校設置者で判断するよう示されているところでございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） 個別でやる場合も、また一緒にやる場合にも、基本的にはお金を出すということでありまして、分かりました。実際、学校設置者によってその判断がまちまちとなっているかも知れませんが、学校に行きづらい子供たちも含めて、しっかり受診する機会を得て、なお保護者負担にならないような形で極力やっていただけだと思いますし、問題点が生じた場合については、県が御指導いただくとともに、負担にならないような形でぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、学びの多様化学校の設置ということで、様々な加配基準についても柔軟にされているという話は聞きました。そういったところで、一律に集まるとかそんな

形で、県若しくは市町村の中で、不登校特例校についての設置の課題の洗い出しや懇談が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 県と各市町村の間で様々な会議が開かれておりまして、まさに学校に登校していない児童生徒の今後の対策については、県と各市町村との話合いの中で、非常に大きなテーマになっております。その対策の一つとして、学びの多様化学校は一つの非常に有力な選択肢として考えておりまして、いろいろ新しい事例とか取組など情報交換しながら、今後の設置に向けて、どういうことを課題として考え、どういうふうにすれば設置が進むのかといった話合いを進めているところでございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） 設置において様々話合いが行われているということで、白石きぼう学園の例をとつても、また西成田教室についても、学校に通いづらい生徒が激減しているという状況があったり、学校の先生が研修所としてそこに行かれたときに大分その全体に影響を及ぼしていることを考えれば、本当にすばらしい事例だと思いますので、県としても積極的に進めていただきたいと思っております。そういった中で、今後どのぐらい県内に例えば設置したいとか、設置する予定があるとか、若しくは設置できなければという課題があるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 先ほども御答弁申し上げたとおり、学校に登校していない児童生徒の今後の対策として、非常に有力な選択肢として考えておりますので、今後増えていくだろうという感触は持っております。ただ、どれぐらい増えるのか、あるいはどういうペースで増えていくか、それはちょっとなかなか答えづらいところがございますけれども、ただ、市町村からもいろいろ問合せは来ております。今、みやぎ子どもの心のケアハウスとして運営しているところも、教員免許を持った元先生が指導に当たっていると――これを学びの多様化学校に改変する措置は、かなり整っていると思っておりますので、白石南小学校・中学校のように本校型、あるいは富谷中学校の分教室型、いろいろタイプがあるのですけれど、まずは身の丈に合わせて、分教室型で一

クラス行うことも一つの選択肢ではなからうかと思っています。そういった情報を提供いたしました、話し合いを今後進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） はい、分かりました。ケアハウスというイメージ的に仙南で、ほかもやっているかどうか分からないですけれども、七圏域あると思いますが、圏域ごとに一つぐらいできるといいと思いますので、市町村ごとの判断という形になるとしても、そういったことも含めて各県内バランスがとれるように進めていただければと思いますし、例えば県で小中一貫校をつくることは考えていらっしやらないのでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） みやぎ子どもの心のケアハウスは、仙台市以外の三十四市町村に全て設置されております。県で小中一貫校をつくらないかという御質問ですが、県と市町村との間では、やはり小中学校は市町村でやるべきだという意見のほうが今は多くて、直ちに県立で小中一貫でやろうという検討が進んでいるところではございません。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） ぜひ様々な選択肢の中で進めていただければと思います。あと、ろりぼっぷ小学校なのですけれども、仙台市以外のところからも通っている児童が多いということがあって、国へ求めるばかりではなくて、県としても踏み込んだことをしていきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長中谷明博君。

○総務部長（中谷明博君） 仙台市以外から通っている生徒さんは、まだまだそんなに多くはないと聞いておりますけれども、学びの多様化学校自体は非常に重要な取組だと思っております。不登校の小中学生の対応ということですと、やはり市町村との役割分担ということについても十分踏まえなければならぬと考えておりまして、まず他県の状況も含めて、情報収集してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十九番横山のぼる君。

○二十九番（横山のぼる君） 以上で終わります。大変ありがとうございました。